

第3回一般社団法人化委員会議事録

開催日時：2024年5月22日（水）15：00～16：45

場 所：オンライン Zoom 開催

出席者：弁護士 高松直樹先生（奏和法律事務所）

一般社団法人化委員会委員長	2021～23年度 宮代会会長
一般社団法人化委員会委員	2021～23年度 宮代会副会長
一般社団法人化委員会委員	2022～24年度 宮代会副会長
一般社団法人化委員会委員	2024～26年度 宮代会会長
一般社団法人化委員会委員 事務室	2024～26年度 宮代会副会長 宮代会事務室事務室長

1. 定款案の変更について

- ・5月9日に行った宮代会内打ち合わせにおいて、社員の選定について「会員総会に出席した者をもって、社員とする」を選択し、定款に変更が生じた。
- ・5月21日に高松先生より、変更点を修正した定款案を受領。

2. 新法人設立後の名称について

一般社団法人聖心女子大学同窓会宮代会という名称について、

- ・聖心女子大学側は特に問題を指摘していない。
- ・学校法人聖心女子学院には、5月20日の打ち合わせで許可をいただいた。

3. 定款案の変更点の確認と検討

- ・社員の選定について
「会員総会に出席した者をもって、社員とする」を選択。
- ・公告の方法
宮代会館内にある掲示板への掲示を検討。法律に則った公告方法から、コストが最も低いものを検討。
- ・招集の通知方法
一般社団法人において会員総会を招集するには、会員総会の日々の1週間前までに、会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法でその通知を発しなければならない。宮代会の刊行物への同封を含めて、通知方法を検討。
- ・役員を選任
現在の宮代会に基づく形で役員選出を行った場合、法人化後は、会長・副会長も「理事」（一般社団法人における執行部の名称）である必要がある。特に会長は「代表理事」の資格を有することになるため、「理事」でないとなることができない。そのため、社員総会で、推薦された者が「理事」への選任と同時に「会長・副会長」に選任される形になり、2回決を採る対象になる。社員総会において、連続した決を採ることが可能。
- ・役員任期
宮代会会則第16条に基づき、法律に則った一般社団法人における運営のしかたを検討。